

## 春日井市道路施設アダプトプログラム実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、道路施設の清掃美化のため、市民、事業者がボランティアとして行う活動（以下「アダプトプログラム」という。）の実施について、必要な事項を定めることにより、環境美化に対する市民の意識の高揚を図り、もって、市民と市の協働によるまちづくりの推進を目的とする。

### (団体資格)

第2条 アダプトプログラムに参加することができる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に在住又は在勤する個人や団体
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていないもの

### (活動内容)

第3条 アダプトプログラムの内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路上の空き缶、空きびん、吸殻等の散乱ごみの収集
- (2) 道路敷地の草刈り
- (3) 側溝清掃
- (4) その他市長が認める活動

### (市の協力支援)

第4条 市長は、アダプトプログラムに対し、次に掲げる協力支援を行うものとする。

- (1) ごみ袋その他清掃に必要な用具類の支給又は貸与
- (2) 刈った草やゴミの回収処分
- (3) ボランティア活動保険の加入
- (4) アダプトサインの設置

### (届出等)

第5条 アダプトプログラムに参加しようとする者は、春日井市道路施設アダプ

トプログラム申出書（第1号様式）に春日井市道路施設アダプトプログラム活動員名簿（第2号様式）を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による申出があったときは、速やかに審査し、相当と認めるときは、春日井市道路施設アダプトプログラムに関する合意書（第3号様式）を当該申出人と取り交わすものとする。

（活動報告）

第6条 前条の合意書を取り交わした者は、毎年度アダプトプログラム実施報告書（第4号様式）により、市長に報告するものとする。

（活動の中止等）

第7条 第5条の合意書を取り交わした者は、アダプトプログラムを中止しようとするときは、春日井市道路施設アダプトプログラム中止届出書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（庶務）

第8条 アダプトプログラムに関する庶務は、建設部道路課において処理する。

（雑則）

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。